

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、  
下記の件を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 3 年 1 月 2 7 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

記

自転車による物損事故の和解について

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による平成24年12月20日議会の議決により指定された「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 2 月 1 日

国 立 市 長                      永 見 理 夫

### 記

#### 自転車による物損事故の和解について

令和2年10月30日、国立市富士見台2丁目47番地の1、国立市役所敷地内の駐車場西側入口において、行政管理部職員が運転する自転車がゲートバーに接触し、発生した物損事故について、次のとおり和解する。

#### 1 和解の相手方

所在地 東京都千代田区霞が関3-2-5  
霞が関ビルディング19階  
名称 三井不動産リアルティ株式会社  
代表者名 シェアリング事業本部長 岡村 光浩

#### 2 和解の内容

- (1) 国立市は、本件物損事故に係る損害賠償金として、62,700円を負担する。
- (2) 上記以外の債権、債務はない。